

で、第36条(第5項及び第6項を除く。)、第37条、第38条、第44条並びに第4節(第4.8条第1項及び第5.4条を除く。)の規定は、第3基準該当訪問入浴介護の事業について準用されるものであるため、第3の3の(1)から(5)まで、(7)から(9)まで、(14)及び(18)から(25)まで並びに第4の3を参照されたい。

この場合において、(18)から(25)まで準用される基準第4.8条第2項の規定は、基準該当訪問入浴介護事業者が利用する料金の額を算定するための料金と、特例居宅介護サービスが結果的に保険給付の対象となる場合も、他の料金と異なる料金を算定する場合も、その間に不合理な差額を設けることは認められないものである。

第5 訪問看護に関する基準

1 人員に関する基準

(1) 看護師等の員数(基準第60条)

① 指定訪問看護ステーションの場合(基準第60条第1項第1号)
イ 指定訪問看護師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)の員数(以下「看護職員」という。)の目数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについても、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定訪問看護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の人員を確保するものとする。

口 勤務日及び勤務時間が不定期な看護師等についての勤務延時間の算定については、指定訪問介護の場合と同様である。

ハ・ニ (略)

② (略)

(2) 指定訪問看護ステーションの管理者(基準第61条)

① (略)
② 指定訪問看護ステーションの管理者は、管理者としてふさわしいと認められる保健師助産師看護師法(昭

で、第36条第1項及び第2項、第3.7条から第3.9条まで、第4.4条並びに第4節(第4.8条第1項及び第5.4条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用されるものであるため、第3の3の(1)から(5)まで、(7)から(9)まで、(11)、(14)及び(18)から(26)まで並びに第4の3を参照されたい。この場合において、(18)から(26)まで準用される基準該当訪問入浴介護事業者が利用する料金の額を算定する場合も、特例居宅介護サービスが結果的に保険給付の対象となる場合も、他の料金と異なる料金を算定する場合も、その間に不合理な差額を設けることは認められないものである。

第5 訪問看護に関する基準

1 人員に関する基準

(1) 看護婦等の員数(基準第60条)

① 指定訪問看護ステーションの場合(基準第60条第1項第1号)
イ 指定訪問看護婦又は准看護士(以下「看護職員」という。)の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについても、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域においては、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理的な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所によると複数の市町村において基準該当訪問入浴介護と認められるが、複数の市町村における料金の差額を設けることは認められないものである。

口 勤務日及び勤務時間が不定期な看護婦等についての勤務延時間の算定については、指定訪問介護の場合と同様である。

ハ・ニ (略)

② (略)

(2) 指定訪問看護ステーションの管理者(基準第61条)

① (略)
② 指定訪問看護ステーションの管理者は、管理者としてふさわしいと認められる保健婦、保健士、看護婦又は看護師であって、保健婦

和 23 年法律第 203 号) 第 14 条第 3 項の規定により保健師又は看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後 2 年を経過しない者に該当しないものである。

(3) 管理者の長期間の傷病又は出張等の緊急やむを得ない理由がある場合には、老人の福祉の向上に関する知識、経験及び熱意者として、過去の経歴等を勘案して指定訪問看護ステーションの管理者は、指定訪問看護事業所に認められた者であれば、看護師として保健師及び看護師以外の者をあてることができるものとする。ただし、この場合においても、可能な限り速やかに常勤の保健師及び看護師の管理者が確保されるよう努めなければならないものである。

(4) (略)

2 (略)

3 (略)

運営に関する基準

(1) ~ (4) (略)

(5) 主治医との関係 (基準第 69 条)

① 指定訪問看護事業所の管理者は、指示書に基づき指定訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。

(略)

②~③ 訪問看護の実施に当たつては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意することとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること。

(略)

④ 訪問看護の実施に当たつては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意することとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること。

(略)

⑤ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成

① 基準第 70 条は、看護師等 (准看護師を除く。) が利用者ごとに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成することとしたものである。

② 看護師等は、訪問看護計画書には、利用者の希望、主治医の指示及び看護目標、具体的なサービス内容等を記載する。

③ 宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画に沿って訪

助産婦看護婦法 (昭和 23 年法律第 203 号) 第 14 条第 3 項の規定により保健師、保健士、看護婦又は看護土の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後 2 年を経過しない者に該当しないものである。

(3) 場合には、老人の福祉の向上に関する知識、経験及び熱意者として、過去の経歴等を勘案して指定訪問看護事業所に認められた者であれば、看護師として保健師、保健士、看護婦及び看護土以外の者をあてることができるものとする。ただし、この場合においても、可能な限り速やかに常勤の保健婦、保健士、看護婦及ぶ看護土の管理者が確保されるよう努めなければならないものである。

(4) (略)

2 (略)

3 (略)

運営に関する基準

(1) ~ (4) (略)

(5) 主治医との関係 (基準第 69 条)

① 指定訪問看護事業所の管理者は、指示書に基づき指定訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。

(略)

②~③ 訪問看護の実施に当たつては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意することとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること。

(略)

④ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成

① 基準第 70 条は、看護婦及び准看護士を除く。) が利用者ごとに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成することとしたものである。

② 看護婦等は、訪問看護計画書には、利用者の希望、主治医の指示及び看護目標、具体的なサービス内容等を記載する。

③ 宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画に沿って訪

問看護の計画を立案する。

- ③ 看護師等は、訪問看護計画書の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う必要がある。

④ 訪問看護計画書は、居宅サービス計画に沿つて作成されなければならないものである。

なお、訪問看護計画書を作成後に居宅サービス計画に沿つたものであるか確認し、必要に応じて変更するものである。

⑤ 訪問看護計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて作成されなければならないものであり、利用者によるサービス内容等への利用者の意思を反映させる機会を担保するため、看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たつては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得、また当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

なお、交付した訪問看護計画書は、基準第73条の2第2項の規定に基づき、2年間保存しておくこととしたものである。
⑥ 指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、基準第69条第4項により、訪問看護計画書については、診療記録への記載をもつて代え得ることとされているため、基準第70条第4項に基づき、利用者からの申出があつた場合における訪問看護計画書の交付については、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第55号)に定める訪問看護計画書を参考に各事業所毎に定めるもので差し支えない。

⑦ 看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載する。なお、第70条に規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいう。

⑧・⑨ (略)

(7) 記録の整備

指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、基準第73条の2により整備すべき記録のうち、指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存でも差し支えない。

(8) 準用

基準第74条の規定により、基準第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第3

問看護の計画を立案する。

- ③ 看護婦等は、訪問看護計画書の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う必要がある。

④ 訪問看護計画書は、居宅サービス計画に沿つて作成されなければならないものである。

なお、訪問看護計画書を作成後に居宅サービス計画に沿つたものであるか確認し、必要に応じて変更するものである。

⑤ 訪問看護計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて作成されなければならないものであり、利用者によるサービス内容等への利用者の意思を反映させる機会を担保するため、看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たつては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得、また当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

なお、交付した訪問看護計画書は、基準第73条の2第2項の規定に基づき、2年間保存しておくこととしたものである。
⑥ 指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、基準第69条第4項により、訪問看護計画書については、診療記録への記載をもつて代え得ることとされているため、基準第70条第4項に基づき、利用者からの申出があつた場合における訪問看護計画書の交付については、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第55号)に定める訪問看護計画書を参考に各事業所毎に定めるもので差し支えない。

⑦ 看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載する。なお、第70条に規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいう。

⑧・⑨ (略)

(7) 準用

基準第74条の規定により、基準第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第3

(7) 準用

基準第74条の規定により、基準第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第3

0条から第38条まで及び第52条の規定は、指定訪問看護の事業について準用されるものであるため、第3の3の(1)、(2)、(4)から(9)まで、(11)、(14)及び(18)から(25)まで並びに第4の3の(4)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。

(略)

① 準用される基準第30条については、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤、非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。指定訪問看護事業所に従事する看護師等を、指定訪問看護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、それらの者の職務の内容、常勤、非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問看護事業所の看護師等については、劳働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)に規定する派遣労働者であつてはならないものであること。

(略)

② 準用される基準第30条については、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤、非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。指定訪問看護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、それらの者の職務の内容、常勤、非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問看護事業所の看護師等については、劳働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)に規定する派遣労働者であつてはならないものであること。

③ 準用される基準第39条により整備すべき記録は、以下のとおりであること。

第6 訪問リハビリテーションに関する基準

(略)

1 設備に関する基準

(1) 基準第77条は、指定訪問リハビリテーション事業所については、
① 病院、診療所又は介護老人保健施設であること。
②・③(略)
としたものである。
(2) 設備及び備品等については、当該病院、診療所又は介護老人保健施設における診療用に備え付けられたものを使用することができるものである。

3 運営に関する基準
(1) (略)

第6 訪問看護に関する基準

(略)

1 指定訪問看護に関する記録

a 指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、診療録及び診療記録の保存でも差し支えない。)
b 記録書

3 運営に関する基準
(1) (略)

第6 訪問リハビリテーションに関する基準

(略)

1 設備に関する基準

(1) 基準第77条は、指定訪問リハビリテーション事業所については、
① 病院又は診療所であること。
②・③(略)
としたものである。
(2) 設備及び備品等については、当該病院又は診療所における診療用に備え付けられたものを使用することができるものである。

3 運営に関する基準
(1) (略)

(2) 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針及び具体的取扱方針 (基準第79条及び第80条)	(2) 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針及び具体的取扱方針 (基準第79条及び第80条)
①・② (略)	①・② (略)
③ 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。	③ 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。
指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、別の医療機関の医師から情報提供を受けて、指定訪問リハビリテーションを実施する場合は、当該情報提供を行つた医療機関の医師との間で十分な連携を図るものであること。	④・⑤ (略) (3) 訪問リハビリテーション計画の作成 (基準第81条) ①・② (略)
④・⑤ (略) (3) 訪問リハビリテーション計画の作成 (基準第81条) ①・② (略)	④・⑤ (略) (3) 訪問リハビリテーション計画の作成 (基準第81条) ①・② (略)
③ 訪問リハビリテーション計画は、住宅サービス計画に沿つて作成されなければならないこととしたものである。 なお、訪問リハビリテーション計画を作成後に住宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画が住宅サービス計画に沿つたものであるか確認し、必要に応じて変更するものである。	③ 訪問リハビリテーション計画は、住宅サービス計画に沿つて作成されなければならないこととしたものである。 なお、訪問リハビリテーション計画を作成後に住宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画が住宅サービス計画に沿つたものであるか確認し、必要に応じて変更するものである。
④ 訪問リハビリテーション計画は医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意思を反映させる機会を担保するため、医師及び理学療法士又は作業療法士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得、また当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。	④ 訪問リハビリテーション計画は医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意思を反映させる機会を担保するため、医師及び理学療法士又は作業療法士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得、また当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
なお、交付した訪問リハビリテーション計画は、基準第82条の2第2項の規定に基づき、2年間保存しておくこととしたものである。	なお、交付した訪問リハビリテーション計画は、基準第82条の2第2項の規定に基づき、2年間保存しておくこととしたものである。

(4) 記録の整備
基準第82条の2第2項の指定訪問リハビリテーションの提供に関する記録には診療記録が含まれるものであること。
(5) 準用

基準第 83 条の規定により、基準第 8 条から第 13 条まで、第 15 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条から第 38 条まで、第 52 条、第 64 条及び第 65 条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるものであるため、第 3 の 3 の (1) から (9) まで、(11)、(14) 及び (18) から (25) まで、第 4 の 3 の (4) 並びに第 5 の 3 の (2) を参照されたいこと、この場合において、次の点に留意するものとする。

①・② (略)

基準第 83 条の規定により、基準第 8 条から第 13 条まで、第 15 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条から第 39 条まで、第 52 条、第 64 条及び第 65 条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるものであるため、第 3 の 3 の (1) から (9) まで、(11)、(14) 及び (18) から (26) まで、第 4 の 3 の (4) 並びに第 5 の 3 の (2) を参照されたいこと、この場合において、次の点に留意するものとする。

①・② (略)

③ 準用される基準第 39 条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。

イ 指定訪問リハビリテーションに関する記録

a 訪問リハビリテーション計画書

b 診療記録その他の個々の指定訪問リハビリテーションに係る記録

第 7 居宅療養管理指導に関する基準
1 人員に関する基準 (基準第 85 条)
(略)

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

- ① 医師又は歯科医師
② 薬剤師、歯科衛生士 (歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。) 又は看護師を含む。以下同じ。) 又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) (略)

2 (略)

3 運営に関する基準

(1) ~ (3) (略)

(4) 記録の整備

基準第 90 条の 2 第 2 項の指定居宅療養管理指導の指示に基づく薬剤管理指導に関する記録には、診療録、医師又は歯科医師の指示に基づく薬剤管理指導記録が含まれるものであること。

(5) 準用

基準第 91 条の規定により、基準第 8 条から第 13 条まで、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条から第 38 条まで、第 52 条、第 54 条及び第 65 条まで、第 35 条から第 39 条まで、第 52 条、第 64 条及び第 65 条まで、

条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用されるものであるため、第3の3の(1)から(5)まで、(8)、(9)、(11)、(14)及び(18)から(25)まで、第4の3の(4)並びに第5の3の(2)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。

①～② (略)

③ (略)	準用される基準第39条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。
1 指定居宅療養管理指導に関する記録	
1.1 事業所が病院又は診療所の場合	診療録その他の提供した個々の指定居宅療養管理指導に関する記録
1.2 事業所が薬局の場合	上記の医師又は歯科医師が交付した処方せんその他の提供した個々の指定居宅療養管理指導に関する記録
1.3 通所介護に関する基準	第8条に規定する基準
(1) 従業者の員数 (基準第93条)	(1) (略) (2) 提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる従業者を確保するとは、指定通所介護の単位ごとに生活相談員、看護職員、介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである(例えば、提供時間帯を通じて専従する生活相談員の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する生活相談員の場合は、その員数としては2人が必要となる。)。 看護職員が提供時間帯を通じて専従せず、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に從事する場合においても、当該看護職員は指定通所介護事業所との間の連携及び支援の体制を確保しなければならない。
1.4 事業所、施設等の職務に從事する場合における勤務延時間数に、指定通所介護に従事した勤務時間は含まれないものである。	同一敷地内にある他の事業所、施設等の看護職員の常勤換算方法における勤務延時間数に、(2) (略) (3)・(4) (略)

		(3) 機能訓練指導員 (基準第93条第5項) (略)
		(4) 管理者 (略)
2	(略)	
3	運営に関する基準 (1)～(2) (略) (3) 通所介護計画の作成 (略)	
2	(略)	
3	運営に関する基準 (1)～(2) (略) (3) 通所介護計画の作成 (略)	
		① 指定通所介護計画は、サービスの提供に関する従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。 ② 通所介護計画は、サービスの提供に関する従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。 ③ 通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。
		なお、通所介護計画が作成後に居宅サービス計画が作成された場合、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿つたものであるか確認し、必要に応じて変更するものである。
		④ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意思を反映させる機会を担保するため、指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得、また当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
		なお、交付した通所介護計画は、基準第82条の2第2項の規定に基づき、2年間保存しておくこととしたものである。
		⑤ 通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行なうとする。
		(4) 運営規程
		基準第100条は、指定通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定める規程を定めることを定めたものであるが、特に次の点に留意するものとする。
		① 指定通所介護の利用定員 (第4号) 利用定員とは、当該指定通所介護事業所において同時に指定通所
		② 指定通所介護の利用定員 (第4号) 利用定員とは、当該指定通所介護事業所において同時に指定通所
		③ 指定通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行なうとする。
		④ 指定通所介護計画の目標及び内容についても、その実施状況や評価についても説明を行なうとともに、その実施状況や評価についても説明を行なうとする。
		⑤ 指定通所介護の利用定員 (第4号) 利用定員とは、当該指定通所介護事業所において同時に指定通所